

令和5年（行カ）第12号

執行停止申立て却下決定に対する抗告事件

抗告人 ロッシェル カップ 外27名

相手方 東京都（処分行政庁：東京都知事）

相手方意見書に対する反論書

令和5年 7月 7日

東京高等裁判所第2民事部 御 中

抗告人ら訴訟代理人

弁護士 山 下 幸 夫



抗告人らは、相手方の令和5年6月29日付（6月14日の誤記と思われる。）意見書「第3 相手方の主張」に対して、次のとおり反論する。

第1 相手方意見書第3「1 騒音について」について

1 「新球場による騒音値の増加が予想されているという一事をもって抗告人らに『重大な損害』が発生するとはいえないこと」との主張について

(1) 相手方の主張とそれに対する反論

ア 同(ア)の主張とそれに対する反論

相手方は、①抗告人らは、新球場による騒音値が旧球場の時よりも高くなることによっていかなる健康被害を受けることになるかについて、具体的に主張、立証するところがない、②そもそも本件環境影響評価の予測測

定値である地上1.2mの高さにおいては環境基準値（58dB）を満足するとされている上、神宮球場のスタンドの高さ（11m）における騒音についても、騒音の発生に配慮するよう施設利用者に対して夜間の一定時間の音を抑える対策等の周知を行うなどの環境保全措置に努めていくものとされ、実際、本件事業者は、令和5年1月30日の東京都環境影響評価審議会において、意見書に引用する発言をしていると主張している（相手方意見書3、4頁）。

しかしながら、①については、相手方は、抗告人らが「具体的に主張、立証することがない」と論難するが、実際、現場においては、今回の焦点となっている神宮外苑再開発に関する事業者らの本格的な建築物などの構築が始まっていないこともあることから、どこまでいっても予測するしかなく、騒音による健康被害を具体的に疎明することが困難であり、可能な範囲で疎明しているところである。

②については、環境影響評価書は、新設される神宮野球場の供用後の近隣住宅における騒音については、施設利用者が対策しなければ、その時点で騒音に関する環境基準を超える（58dB）ことを認めており、その対策として、騒音の発生に配慮するよう施設利用者に対して夜間の一定時間の音を抑える対策等の周知を行うなどの環境保全措置に努めていくものとされているところ、騒音が大きくなならない（騒音被害を出さない）為の方策が何か具体的に提案されている訳でもなく、あくまでも事業者（又はこの評価書を容認している相手方）の希望的観測でしかないといわざるを得ないのであるし、令和5年1月30日の東京都環境影響評価審議会における本件事業者の発言も、これから先の調査について言及するものであり、それは何よりも、現時点では何ら具体的な対策が検討されていないことを裏付けるものである。

したがって、以上から、この点に関する相手方の主張には理由がないこ

とは明らかである。

イ 同(イ)の主張とそれに対する反論

相手方は、明治神宮球場等の建替え計画によれば、新球場が完成するのは、2032年(令和14年)とされ、完成までに相当の期間を要するのであるから、現時点において、抗告人らの主張するような「緊急の必要」があるとは認められないと主張する(相手方意見書4頁)。

しかしながら、それまでの工事期間中の騒音も問題視しており、その点は原決定も判断しているところであり(原決定6頁)、決して、2032年の新球場完成後だけを問題しているのではないから、相手方の主張には理由がない。

ウ 小括

以上から、騒音に関する相手方の反論にはいずれも理由がない。

2 同「(2) 疎甲第64号証を根拠に騒音が垂直方向に増加するとの抗告人の主張に理由がないこと」について

(1) 相手方の主張

相手方は、ある特定の地表で発生した騒音が、垂直方向にどのように伝播するかは、地表の地形や建物との位置関係等といった様々な条件によって左右されるのであるから(疎甲64)、騒音が垂直方向に増加することを当然の前提とする抗告人らの主張には理由がないと主張する(相手方意見書5頁)。

(2) 抗告人らの反論

しかしながら、疎甲第64号証の「…地表で発生した騒音が、垂直方向にどのように伝播するかは、地表の地形や建物と位置関係等といった様々な条件によって左右される…」との指摘は、騒音が垂直方向に伝播することを当然の前提としてその伝播が様々な条件により「左右される」というものであり、抗告人の主張には何ら誤りはなく、相手方の主張には理由がない。

3 同「(3) 騒音被害がほぼ日常的に昼夜の別なく近隣住宅に影響を及ぼすとの

抗告人らの主張に理由がないこと」について

(1) 相手方の主張

相手方は、①本件環境影響評価書に記載されている施設の供用に伴う騒音レベルを引用し、抗告人らの指摘する高校野球東京大会等といったアマチュア野球における歓声が、上記ヤクルト・巨人戦のプロ野球開催日における騒音の最大値と同等であるとの疎明はないのであるから、アマチュア野球の歓声がプロ野球の歓声と同等であることを前提とする抗告人らの主張は、この前提を誤るものである、②アマチュア野球といったスポーツイベントは一定の限られた時間帯において開催されるのが通常であるところ、疎甲第66号証を見ても、このようなイベントが早朝から夜間まで継続して開催されているとの事実を窺うことはできないと主張している（相手方意見書5、6頁）。

(2) 抗告人らの反論

しかしながら、①については、野球場の騒音については、実測例として、一般的に60dBから最大で100dB近くに達しているとされているところ（疎甲173）、本件環境影響評価書に示されているとして相手方が引用する数値は、新球場の騒音が、銀行内（59dB）や郵便局内（60dB）やコンビニの中やファミリーレストラン（いずれの場合も63dB）よりも静かな55dBで環境基準を満たしているとされるが、どう考えてもありえない数値であり、経験則上、計測の仕方に問題があり、誤った数値が記載されているとしか考えられない（疎甲174・3頁）。

そうであるとしたら、そもそも、本件環境影響評価書に示されている上記ヤクルト・巨人戦のプロ野球開催日における騒音の最大値に疑問があるのであるから、それと同等であることの疎明がないとして、「アマチュア野球の歓声がプロ野球の歓声と同等であることを前提とする抗告人らの主張は、この前提を誤る」との相手方の主張こそ、理由がないというべきである。

また、②については、抗告人らは、疎甲第66号証に基づき、2022年の月

間スケジュールから、神宮球場が使用されている日数として、1月／0回、2月／0回、3月／15日間、4月／23日間、5月／27日間、6月／22日間、7月／27日間、8月／25日間、9月／22日間、10月／23日間、11月／18日間、12月／3日間と年間203日間も使用されていること、アマチュア野球で使われた後、プロ野球で使われるなどほぼ一日中使われている日もあることが認められると主張・疎明しているところである。

相手方は、スポーツイベントは一定の限られた時間帯において開催されるのが通常であり、疎甲第66号証を見ても、このようなイベントが早朝から夜間まで継続して開催されているとの事実を窺うことはできないと主張している。しかし、「ほぼ1日使われている日もある」との主張であり、「早朝から夜間まで継続して開催されている」と主張しているものではない。

騒音被害がほぼ日常的に昼夜の別なく近隣住宅である都営北青山アパートの住民にとっては、その日のいつ何時にスポーツイベントがあるかを把握している訳ではないから、1日中連続していなくても、断続的に騒音が発生するイベントがあることを示しているが、それが、ほぼ2日に1日以上の割合(203/365)で行われて、そのような騒音被害があるにもかかわらず、本件環境影響評価書での検証は、「野球試合の開催日」の夜間の騒音に対してのみであるという意味において、極めて不十分である。

そうであれば、「かかる騒音が常時生ずるわけではないものと予想される…」と判断した原決定には事実誤認があることは明らかである。

4 同「(4) 観客席での騒音が、ホテル棟等に反響して都営北青山一丁目アパート側に「より高い」騒音レベルで到達するとの抗告人の主張に理由がないこと」について

(1) 相手方の主張

相手方は、①抗告人らが、観客席での騒音によって、抗告人らの健康に「重大な損害」が発生する根拠については何も具体的な主張、立証をしていない、

②抗告人らが挙げた当該事業者の指摘をもって環境基準を超える騒音が発生するとの抗告人らの主張には理由がないなどと主張している（相手方意見書 6、7頁）。

(2) 抗告人らの反論

①については、抗告理由書でも引用したとおり、令和5年1月30日開催のアセス審議会総会において、池邊委員が「(前略) やはり科学的調査の基礎を踏まえないような誤った現状分析、特に騒音に関しましては 55 デシベルを上回るものが都民住宅のところから苦情に近くなる、都営住宅ですね、55 デシベル以上のものが出るであろうということが、既に申しつけのような形で評価書 241 ページに書かれています。しかし、そういうことというのは実際アセスではあり得ないことであり、公害基準が環境基準を超える場合というのは、現状非悪化の原則ということを適用するということで、そういうことをまず適用するということで私も習ったわけですけれども、そういう場合はまずいという判断がなければいけない。ただ、現状ではこの 55 デシベルを超える、将来的には超えるかもしれないというような表記が多々見られます。」と指摘されているのであり（疎甲68・37頁）、本件環境影響評価書においても環境基準を超えると記載されていることを主張・疎明したところであり、何も具体的な主張、立証をしていないとの相手方の指摘は当たらない。

また、②については、廣江委員の「これが確実に起こるとは私も考えていません…」との発言があることは事実ではあるが、その前（令和4年12月26日開催の環境影響評価審議会）に、「最後のビルからの反射についてちょっとコメントだけさせていただきます。私が危惧しているのは、近隣住宅から見える可能性のある壁面から反射した場合のことなので、この予測は同じ量が戻ってくるということですが、これは球場の一番高いところを壁とみなして回折をしたときの計算だと思います。私が心配しているのは、ビルから

直接住宅に戻っていくルートですので、この場合、このルートよりも大きな音が返ってくる可能性があるということですので、もう一度その地点に立ち返ってお考えいただければと思います。」と述べている。そして、事業者の説明は、「仮にホテル棟や事務所棟方向の音が全て反射した場合と仮定した場合」を述べたものであるとしても、事業者自身が、「やはり現状の球場周辺にはない巨大なビル群が、2つ今後建つ予定になっていて、その影響を考えなければならない…」とも述べているのであり（疎甲68・40頁）、その影響は無視することができないことを示していると言わなければならない。

従って、事業者の説明からだけでも、本件住民に対する騒音被害の影響があることが裏付けられているというべきであるから、この点に関する相手方の主張には理由がない。

第2 相手方意見書第3「2 風害について」について

1 相手方の主張

相手方は、①抗告人らは、ビル風（突風）が発生し、このことにより抗告人らに「重大な損害」が発生することについて、何ら具体的な主張、立証をしていない、②本件環境影響評価においては、「最大風速等の突風の状況」を予測事項としているのであるから、風洞実験において突風の発生可能性を予測できていないとする抗告人らの批判は当たらない、③抗告人らは、「工事期間中の13年間にわたって粉塵も危惧される」とも述べるが、本件事業者は、本件環境影響評価において「必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止シートの設備等、粉じんの飛散防止対策を講じる」（疎乙16・147頁）としているのであるから、抗告人らの主張に理由がないなどと主張している（相手方意見書7、8頁）。

2 抗告人らの反論

(1) ①については、今回、抗告人近藤良夫の意見陳述書（疎甲174）を提出

して疎明を追加する。

その意見陳述書によると、現在ではコンピュータによる風量予測が行われているのに、時代遅れとも思われる風洞実験による予測では確かな数値は期待できないこと、現在の伊藤忠本社ビルは高さ90mであるが、風が強い日には、大人も歩くのが大変であるし、国道の向かい側には港区立青山小学校があり、現在の伊藤忠本社ビル建設後においては、風が強い日は生徒が飛ばされて危険なので、通学路が変更になったこと、子供たちも風が強い日は怖いと言っており、父兄も子供が小学校を卒業するまでに何本傘が壊れて買い換えた事かと話していること、風が強い日は、子供も大人も、特に老人にとっては、伊藤忠本社ビル周辺を歩くことは容易ではないこと、国道246号線の外苑東通りと外苑西通りの区間は樺が街路樹として植えられているが、無残にもビル風と思える強風で幹が折れ、現在26本の新しい苗木が植え替えられていること等、現在でも、ビル風による被害が起きているのに、伊藤忠本社ビルが90mから190 mに高層ビル化されて、建物の風を受ける面積が今の倍以上になっても、風の影響はほとんど変わらないとは考えられないし、植栽等による防風対策を講ずることによって風環境が改善され、風量についてもコントロールできるとは考えられないと考えられるものである。

したがって、①の抗告人らに「重大な損害」が発生することについて、何ら具体的な主張、立証をしていないとの批判には理由がない。

- (2) ②について、その前提として、相手方は、本件環境影響評価で用いられた(株)風工学研究所による風洞実験は、「現在最も一般的に用いられている風環境評価の一つである」として疎甲第70号証を引用しているが、同号証においても、(株)風工学研究所による「風環境影響評価の方法」であり(同2枚目)、「風洞実験」のことではない。風洞実験とは、風洞実験装置により自然風を模擬した風を発生させ、縮尺模型と各種センサーを用いて、建築物における風に関するさまざまな評価・検討を行う技術であり、大学や企業など多くの

機関で扱われている。その実験結果を評価する方法にいくつか種類があり、我が国では、ほとんどの場合に村上法（東京大学村上教授らの提案による方法）もしくは風工の方法（憫風工学研究所の提案による方法）が用いられているのである（疎甲70・1枚目）。

相手方は、本件環境影響評価において「最大風速等の突風の状況」を予測事項としていると主張している。

抗告人近藤良夫の意見陳述書（疎甲174）により疎明したように、既に現在においても風被害があり、さらに風害が予測事項とするのであれば、これまで通りの600分の1スケールの模型1台のみで実験を済ませようするのではなく、「風洞実験」と「CFD解析」（「CFD」とは、Computational Fluid Dynamic（数値流体力学）の略称であり、熱流体解析では、コンピューターシミュレーションを用いて流体に関する運動方程式を解き、空気の流れや温度の分布状況の可視化を行う。）の併用など、費用をかけてでもその予測の精度を上げる努力をすべきであるが、本件事業者は一切そのような努力をしていない。

そうであれば、風洞実験において突風の発生可能性を正確に予測できていないという意味において、抗告人らの批判は当たらないとは言えないのであり、相手方の主張には理由がない。

- (3) ③については、工事期間中の粉塵について、本件事業者は、本件環境影響評価において「必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止シートの設備等、粉じんの飛散防止対策を講じる」（疎乙16）というが、その対策は抽象的であり、どれだけ実効性があるか疑問であるし、粉塵にアスベストが含有している可能性の有無についての言及もなく、本気で対策しようとしているとは考えられない。

そうであれば、この点に関する相手方の主張には理由がない。

3 小 括

以上から、風害に関する相手方の反論はいずれも理由がない。

第3 相手方意見書第3「3 景観利益について」について

相手方は、景観利益に関する抗告人らの主張についても種々論難しているので、必要な範囲で反論する。

1 相手方の主張のアについて

(1) 相手方の主張

相手方は、①抗告人が、良好な景観に「近接していること」について具体的な主張、立証をしていない、②良好な景観の恵沢を「日常的に」享受していることについても何ら主張、立証するところがない、③抗告人らは住民票を提出するが、当該場所に居住しているという一事をもって、これらの者が神宮外苑の恵沢を日常的に享受していると評価することはできないとして抗告人らの主張は失当であると主張している（相手方意見書8頁）。

(2) 抗告人らの反論

ア ①については、抗告審において、北青山一丁目アパートの住民について、可能な限り、住民票を提出して疎明するとともに（疎甲72乃至疎甲94）、位置関係も疎明した（疎甲63）。また、東京都内に在住する抗告人1と同27につき、住民票を提出して疎明した（疎甲95、96）。さらに、それ以外の都内在住の抗告人と避難地区との位置関係を疎明した（疎甲110）。

したがって、抗告人が、良好な景観に「近接していること」について具体的な主張、立証をしていないとの批判に対しては、可能な限り、当審において疎明したところであり、相手方の主張は理由がない。

イ ②及び③については、近隣住民のうち、抗告人26番の陳述書（疎甲106）において、神宮外苑を自らの庭のように数十年まえからその景観と自然を享受してきたことを疎明してきたところである。神宮外苑は巨大な公園であることから、その近隣に居住していれば、自然に景観に日常的に触れるし、移動の際にも神宮外苑の近隣やその中を自然に歩行することにな

るのであり、近隣に居住しているという事実だけから、日常的にその景観の恵沢を享受していると推認すべきである。

ちなみに、鞆の浦に関する埋立免許差止請求事件についての広島地裁平成21年10月1日判決（判例時報2060号3頁）は、「鞆町は比較的狭い範囲で成り立っている行政区画であり、その中心に本件湾が存在すること…からすれば、鞆町に居住している者は、鞆の景観による恵沢を日常的に享受している者であると推認されるから、本件埋立免許の差止めを求めらるるについて、行訴法所定の法律上の利益を有する者であるといえる。」と判断しており、同旨である。

したがって、②及び③についての相手方の主張には理由がない。

2 相手方の主張のイについて

(1) 相手方の主張

相手方は、本件事業において、神宮外苑の樹木の伐採又は移植が刑罰法規や行政法規の規制に違反するなど、社会的に容認された行為としての相当性を欠く方法等で行われるといった事情は認められないのであるから、本件事業の施行認可によって抗告人らの景観利益が違法に侵害され、それによって抗告人らが重大な損害を被るとはいえないと主張している（相手方意見書9頁）。

これに対して、抗告人らは、「本件認可処分は、処分行政庁である東京都知事の裁量権を逸脱又は濫用してなされたものであるから違法であり、その点の疎明があるにもかかわらず、その疎明がないと判断した原決定の判断は事実誤認ないし法令の解釈適用を誤るものであり、決定に影響を及ぼすことは明らかである」と主張しているところである（抗告理由書12頁）。

これについて、相手方は、景観利益が違法に侵害され、重大な損害を被ったか否かは、神宮外苑の樹木の伐採や移植といった行為そのものが社会的相当性を欠く方法によって行われたか否かによって判断されるべきであり、本

件事業の施行認可は、神宮外苑の樹木の伐採や移植を許可するものではなく、その違法性の有無は、樹木の伐採や移植それ自体の社会的相当性に影響を与えるものではないとして、抗告人らの主張は失当であるとする（相手方意見書9頁）。

(2) 抗告人らの反論

ところで、国立マンション事件の最高裁判決（最高裁平成18年3月30日第一小法廷判決・民集60巻3号948頁）は、景観利益が法律上保護に値するものと解するのが相当であるとした上で、「ところで、民法上の不法行為は、私法上の権利が侵害された場合だけではなく、法律上保護される利益が侵害された場合にも成立し得るものである（民法709条）が、本件におけるように建物の建築が第三者に対する関係において景観利益の違法な侵害となるかどうかは、被侵害利益である景観利益の性質と内容、当該景観の所在地の地域環境、侵害行為の態様、程度、侵害の経過等を総合的に考察して判断すべきである。そして、景観利益は、これが侵害された場合に被侵害者の生活妨害や健康被害を生じさせるという性質のものではないこと、景観利益の保護は、一方において当該地域における土地・建物の財産権に制限を加えることとなり、その範囲・内容等をめぐって周辺の住民相互間や財産権者との間で意見の対立が生ずることも予想されるのであるから、景観利益の保護とこれに伴う財産権等の規制は、第一次的には、民主的手続により定められた行政法規や当該地域の条例等によってなされることが予定されているものということができることなどからすれば、【ある行為が景観利益に対する違法な侵害に当たるといえるためには、少なくとも、その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものであるなど、侵害行為の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められると解するのが相当である。】と述べている（かっこは抗告人ら代理人による。）。

すなわち、民事上の不法行為の成否の問題として、その要件について論じており、それを前提して、上記の【 】部分を述べている。

この要件について、担当調査官は、「建物の建築が景観利益の違法な侵害となるかどうかについて、違法性判断の要素を挙げてこれを総合的に考慮するという立場を維持しつつ、景観利益が保護されるために必要な条件としては、「不法行為の違法性は被侵害利益と侵害態様との相関関係において決定される」といういわゆる相関関係説（我妻榮・債権法（現代法学全集（14））449頁など）がいうところを尊重し、景観利益の性質と財産権行使との調整などをも考慮して、少なくとも、侵害行為の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められるとしたものと考えられる。」と述べている（高橋譲「時の判例」ジュリスト1345号74頁以下）。相関関係説は2つの相対立する利益を調整するための概念（道具）であり、そこでは、相対立する利益が民事関係の当事者間の対等な関係であることを前提としていると考えられる。

そうであれば、この要件を、本件のような行政機関である東京都知事という処分行政庁の認可処分について適用するのは、その前提を全く異にするものであるから許されず、そのような解釈をするのは法令の解釈適用を誤るものである。そうであれば、その誤った解釈を前提とする相手方の主張は失当であるというべきである。

3 相手方の主張のウについて

(1) 相手方の主張

相手方は、抗告人らが、日本イコモス国内委員会（以下「日本イコモス」という。）の緊急要請書面（疎甲24）を提出したことに關し、本件事業者が、令和5年4月27日付回答書において既に回答しているところであり、「緊急要請書の記載内容を踏まえても、本件環境評価が不十分ないしその前提事実が誤っていると直ちに認めることはできない。」との原決定の判断に誤り

はないと主張している（相手方意見書9頁）。

(2) 抗告人らの反論

しかしながら、日本イコモスが緊急要請書で指摘する点については、後記4において述べるとおり、それを認めないことこそ非科学的であって誤りであるが、その点については後述する。

4 相手方の主張のEについて

(1) 相手方の主張

相手方は、①日本イコモスが虚偽と指摘している事項については、環境影響評価手続とは切り離れた上で、後日、事業者が審議会で説明する場を設けることで環境影響評価審議会の了承を得ており、本件事業の認可が環境影響評価審議会の意向を無視したという抗告人らの主張には理由がない、②本件事業者は、令和5年1月30日の環境影響評価審議会において、日本イコモスからの要望書に対して回答するようとの要請を受けて、同審議会に対し、回答書（疎乙17、疎乙18の1）を提出し、令和5年4月27日及び同年5月18日の2回の審議会総会において、その説明と審議会委員との質疑応答をし、日本イコモスの指摘事項への対応を行っていること、日本イコモスによる虚偽記載との指摘については、同年5月18日の審議会総会において虚偽記載の事実はないとの結論が出されたところであり、東京都環境影響評価審議会は、日本イコモスによる上記要請について真摯に対応しているのであり、日本イコモスを「無視し続けている」との抗告人らの主張は当たらないと主張している（相手方意見書11頁）。

(2) 抗告人らの反論

ア ①については、抗告理由書において述べたとおり、令和5年1月30日の環境影響評価審議会においては、次のようなやりとりが行われたのであり、そこからすれば、相手方が主張する日本イコモスが虚偽と指摘している事項については、環境影響評価手続とは切り離れた上で、後日、事業者

が審議会で説明する場を設けるということで環境影響評価審議会の了承を得たというのとは実態は大きく異なっている。

すなわち、令和5年1月30日の環境影響評価審議会の前日である同年1月29日に日本エコモスは、「評価書には数多くの虚偽の報告、資料の提出が行われている」として、必要な措置と再審査を求める緊急要請（疎甲24）がまとめられ、同月30日午前中の本審議会の直前に、都知事、都議会議長及び環境影響評価審議会会長に宛てて提出された。

そのような状況で行われた環境影響評価審議会総会であったが、やはり無理やりに手続きを進めようとする担当の東京都環境局と事業者が、柳会長をはじめとする審議委員らと異例の対峙をする形となった。

環境影響評価書の受理という段階においてなお、各委員からは、イチヨウ並木の保全への懸念、都営住宅に対する野球場の騒音増加（現状非悪化の原則に反する）など、追加の強い懸念事項が多く出されたが、それらは「意見」ではなく「助言」として扱われ、何ら反映されることなく扱われることに関して、委員である千葉大学大学院の池邊このみ教授は、「私どもやっていることが助言でしかないのならば、何のために議論してきたのか」と、東京都の姿勢を厳しく問い、また、日本エコモスより虚偽の報告が出されているという指摘については、「環境影響評価審議会として虚偽の報告が行われている評価書をそのまま受け取るのは、都民の信頼を裏切る行為」と述べ、修正した評価書の提出を求めている（疎甲66・36～38頁）。

また、東京藝術大学非常勤講師の水本和美委員は「虚偽という言葉が出ていることは、真摯に受け止めねばならない」と懸念を表明している（疎甲66・39、40頁）。

そして、明治大学名誉教授の柳憲一郎審議会会長も「今の時点で「虚偽だ」という指摘がされ、その虚偽なものに基づいて着工届があり、着工す

るといふことに、審議会としてゴーサインを出すことは難しい。」とし、審議会としては、虚偽と指摘されている事項について事業者が審議会で説明する機会を設けるために、審議会を終了にせず、もう一度改めて開催し、事業者には丁寧な反証をするよう求めた（疎甲66・42、43頁）。

これが事実であり、「日本イコモスが虚偽と指摘している事項については、環境影響評価手続とは切り離れた上で、後日、事業者が審議会で説明する場を設けることで環境影響評価審議会の了承を得た」というような生やさしい話ではなく、環境影響評価審議会の直前に、日本イコモスから緊急要請（疎甲24）が提出されたこともあり、本来であれば、継続審議の扱いにすべきところ、東京都環境局がとにかくこの日で一旦審議を終えた形とすることを求められていたことから、苦肉の策として、一旦審議を終えた形にした上で、事業者の説明する機会を後日持つことにしたのである。

したがって、この点に関する相手方の主張には理由がない。

イ ②については、ハフポストの記事（疎甲162）が、環境影響評価審議会の審査の在り方に対して、その問題点を的確に表現している。

日本イコモスは、令和5年2月20日付で、『（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業〕評価書に関して日本イコモス国内委員会が指摘した『虚偽の回答』に係わる事業者の誠意ある対応と内容に関する回答の要請」と題する文書（疎甲97）を、都知事、都議会議長及び環境影響評価審議会会長ら宛てに提出した。これは、本件事業者が東京都に提出した環境影響評価評価書にはこの評価書には「誤りや虚偽がある」と指摘し、それを58項目のリスト化して回答を求めたものである。

本件事業者は、相手方が指摘するように、令和5年4月27日及び同年5月18日の2回の審議会総会において、その説明と審議会委員との質疑応答をしたことは事実であるが、本件事業者は、「調査で問題はないと確認できている」、「誤りではなく、考え方の違い」などと説明するだけで、

その説明を裏付ける具体的なデータの提示はなかった。

今回、日本エコモスは、「環境影響評価審議会で事業者と同席のもと、評価書の誤りを立証させて欲しい」と求めている。

しかし、同審議会は、日本エコモスの出席は認めず、審議会は事業者だけが説明をする場となった。

東京都環境影響評価条例第74条の2は、「審議会は、事業者その他関係者の出席を求め、説明を聴き、又は事業者その他関係者から資料の提出を求めることができる」と定められている。同審議会は、この規定によつて、日本エコモスの出席を求めて説明を聴くことが可能であるはずである。しかるに、同審議会は、日本エコモスからの出席希望を無視して、本件事業者だけの説明の場にしたのである。

環境アセスメントの専門家で千葉商科大学の原科幸彦学長は、「審議会での進め方に根本的な問題がある」、「この進め方では科学的な議論ができず、明確な結論は出せないはずです。日本エコモスは具体的なデータを示して虚偽だと指摘している。事業者もデータに基づき議論をしなければなりません」、「この規定（東京都環境影響評価条例第74条の2）を適用すべきです。しかも、条例第91条には、虚偽の報告若しくは資料の提出をしたときは、都知事は当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる」とされています」、「小池都知事には、フェアな対応をするよう事業者を指導して頂く必要があります」と指摘している。

また、令和5年5月18日の環境影響評価審議会で争点の一つになったのが、植生図に記載された植物の群落数である。事業者は神宮外苑の植物の群落数を5とした一方で、日本エコモスは22であると指摘した。

同審議会では、造園学の専門家である千葉大学グランドフェローの池邊のみ委員がこの問題を取り上げ、「植生図が違ふとなると、その他の調査も歪められているんじゃないかという疑問さえ出てきてしまう」「きち

んとした調査をすれば起こり得ない差だ」「22群落がどう5群落に集約されているのかの説明がなければ、都民に納得いただけない」など、強い懸念を表明した。これに対し、本件事業者は「対象としている範囲が異なる」、「外観から判断して、植物の優先種が少し異なるものがある」と説明したが、争点となった現存植生図の提出はしなかった。さらに、植物群落については事業を終えた2036年に再度調査をして事後報告するとした。

この点について、前出の原科氏は、「直前に出された資料に答えるのは難しいのであれば、審議を継続して十分な準備をさせることが審議会の部会長の責務です」、「5月18日の場で難しいのであれば、6月の審議会総会で審議をすればよいことです。それをしないで、これだけの大きな食い違いのあるものを認めてしまうことは、あまりにも非科学的です」と指摘している。

さらに、58項目の問題を指摘した日本エコモスの理事で中央大学研究開発機構の石川幹子教授は、審議会で事業者の主張が認められたことについて、「環境影響評価は、科学的、客観的手法でおこなうことが最大の要件です。日本エコモスはこの科学的方法論に関し、58の誤りと虚偽を提示しました。しかし、事業者は58項目すべてを認めず、自己主張に終始しました」、「群落調査手法に関する議論の余地もない初歩的誤りには一切言及せず、すべて正しいとされたことは、科学技術自体を否定し、審議会の存在意義をおとしめる不正行為以外の何ものでもありません」、「なかでも、現存植生図は生態系の構造を分析した評価書の要となるものですが、事業者の緑地現況図は、現存植生図ではないため、予測・評価・再生への道筋を進めることができません。今後の予測・評価・再生に決定的修正が必要となる状況にあります」と述べている。

このように、環境影響評価審議会の対応は、あまりにも本件事業者寄り

であり、日本イコモスが無視しているものというほかない。

したがって、日本イコモスが無視したものではないとの相手方の主張には理由がない。

第4 相手方意見書第3「4 避難場所が利用できなくなるとの主張について」について

1 相手方の主張アについて

抗告人らは、本件住民以外の住所は、そもそも明治神宮外苑地区を避難場所の地区割当とされておらず、これらの者が同地区を避難場所として利用できなくなるという不利益について抗告人らから何らの確な疎明もないのであるから、抗告人らの主張は失当であると主張する（相手方意見書12頁）。

しかしながら、抗告人らの「避難場所が利用できなくなるとの主張」は、本件住民以外の抗告人26の川口眞雄（疎甲110参照）について主張しているもので、それ以外の者について主張するものではないから、相手方の主張には理由がない。

2 相手方の主張イについて

(1) 同(ア)について

相手方は、抗告人らのこの主張について、その性質や程度について具体的な述べるところがなく、主張自体失当であるとする（相手方意見書12、13頁）。

しかしながら、首都直下地震などがいつ起きても不思議でないという状況であることは、社会的に広く認知されているが、そうすると、近隣住民には災害時の避難所が無くなるのであり、いざという時に避難する場所がないという恐怖心を日常的に抱くものであり、それは単なる懸念や心配のレベルを超えているから、「当該事業が実施されることにより騒音、振動等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者」に準じ

て、その損害があることが認められるべきであるから、相手方の主張には理由がない。

(2) 同(イ)について

相手方は、避難場所たる明治神宮外苑地区の区域面積70万0961㎡と広大であるのに対して、本件事業の施行地域の面積は約17万5000㎡²であり、上記避難場所の区域面積の約4分の1を占めるに過ぎず、本件事業の施行区域それ自体をみても、本件事業に係る建築物の工事は、段階的に実施されるのであるから、事業施行期間の全期間にわたって同地区全体が避難場所として利用できなくなるわけではないので、本件再開発事業が継続している全期間にわたって避難場所として利用できなくなるわけではないと主張する（相手方意見書13頁）。

しかしながら、本件事業に係る建築物の工事は、段階的に実施されるとされるものの、相手方は、その間の避難地域について、建築工事が行われている期間毎に、機動的に変化しながら指定されていく訳ではないから、全期間にわたって避難場所として利用できなくなることに違いはないというべきであり、この点に関する相手方の主張には理由がない。

第5 相手方意見書第3「5 結語」について

争う。

相手方の主張は、前記第1から同第4で述べたように、いずれも理由がないから、原決定は取り消されて、抗告人らの抗告が認められるべきである。

第6 抗告人らの主張の補充

1 国際影響評価学会（IAIA）日本支部による勧告について

- (1) 令和5年6月15日、環境アセスメント分野における世界の基幹となる国際学会である国際影響評価学会（IAIA）日本支部は、東京都が進める環境アセスメントに問題があるとして、小池都知事に工事の一時中止などを求める勧告を発出した（疎甲163）。
- (2) 国際影響評価学会日本支部が指摘する環境アセスメントの問題点は以下の3点である（疎甲163）。

- ① 評価枠組みの不備

神宮外苑は東京都心の貴重なオアシスとして、都民だけでなく国内外の人に愛されてきた公共空間である。だが、その価値を正しく評価して進められてはいない。スコーピング段階に相当する調査計画書段階での審議が不十分で、世界遺産級とされる歴史的な価値や保全すべき都市緑地の価値、生物多様性など重要な項目が適切に評価されず、持続可能性への負の影響がほとんど評価できない枠組みとなっている。

- ② 科学性の欠如

令和5年1月評価書が承認された。だが、その直前に日本エコモスが詳細な現地調査に基づき評価書案には多数の虚偽報告があると指摘した。事業者による反証は4月及び5月に開催された審議会総会でなされたが、問題を指摘した日本エコモスの専門家を招聘せず、事業者による一方的な説明に終始し、科学的議論は極めて不十分であった。

- ③ アセス運用上の問題

日本エコモスは評価書には虚偽報告が多数あると具体的データを示し58項目にわたり指摘しており、事業者は具体的データを示して反証する責任がある。そのために東京都の事務局は評価書の承認は保留し、事業者と共に日本エコモスの専門家を招いて公開の議論を行わせるべきだったが、なされていない。

- (3) 上記(2)を踏まえて、国際影響評価学会日本支部は、以下の2点を、相手

方に対して緊急勧告した。

- ① 東京都は科学的な観点から虚偽若しくは過誤の有無を明らかにするため、審議会の場に日本エコモスの専門家を招聘し、公開の議論を行うこと。
 - ② 評価書自体に対し国連組織UNESCOの諮問機関から重要な疑義が示されている以上、承認を保留し、疑義が解明されるまで、事業者に工事の中止を命じること。
- (4) 国際影響評価学会日本支部は、上記勧告について緊急記者会見を開いたが、その会見資料の「会見の趣旨」において、次のとおり説明されている。

「神宮外苑再開発計画の環境アセスメントは、2023年1月30日の都の環境影響評価審議会総会により評価書段階が終わり、第一段階の工事が着手された。ところが、その直前にUNESCOの諮問機関、日本エコモス国内委員会が評価書には多数の虚偽報告があると指摘。1月30日の審議会総会において柳憲一郎会長も「このままではゴーサインは出せない」とし、事業者に文書を作成し反証するよう指示した。4月、5月の審議会総会において、虚偽を指摘した日本エコモスの専門家の同席がないまま事業者の三井不動産らが一方的な説明に終始したため、科学的な議論は極めて不十分であった。評価書のデータに誤りがあればアセス手続きは停止し、評価書を修正させるのが行政としての都の責務だが、そのようにはしなかった。小池知事の責任が問われる。環境アセスメントにおいて科学性は基本であり、アセス分野における世界の基幹学会である国際影響評価学会（IAIA）の日本支部は、アセスの適正な運用を行うよう東京都に緊急勧告を発することとした。都の現在の進め方はSDGsに真っ向から反するもので、専門家の声を聴かない姿勢には、世界から批判が寄せられつつある。IAIAの年次総会は4月24日にオンラインで開催されたが、都アセスの問題の緊急報告に対し、会長はじめ首脳部が深く憂慮しており、5月、マレーシアのクチンにおける世界大会でも疑問が広がっている。この発表では東京都の今回の進め方が、

SDGsを求める世界の標準からいかにかけ離れているか、その本質的な問題についても説明する。アセスメントのもう一つの要件、民主性に関しても都の進め方は不十分で、参加の前提となる情報公開には極めて後ろ向きである。運用面では四半世紀前に環境影響評価法ができた頃よりも後退しており、深刻な問題である。小池知事はSDGsウォッシュとならぬよう、本アセスの適正な運用が強く求められる」

- (5) 国際影響評価学会による勧告の社会的関心度は非常に高く、新聞報道等で大きく取り上げられている（疎甲164の1、2乃至疎甲166）。

報道によると、東京都庁で行われた記者会見について、「IAIA日本支部代表の原科幸彦氏＝千葉商科大学長＝は勧告後、都庁で記者会見し「データの間違ひがあると、その先（の判断）が狂う。100年前に献金や献木で庶民らが作り上げた成果を壊してはならない」と述べたとされ、会見に同席した日本イコモス国内委員会理事の石川幹子氏は、上部組織の国際イコモスに「ヘリテージ・アラート（遺産危機警告）」発出を要請する考えを明らかにした。」と報じられている（疎甲165）。

2 本件認可処分による解体工事着手と高木の伐採開始時期について

- (1) 本件認可処分を受けて、本件事業者は、令和5年3月22日から神宮第二球場の解体工事に着手している（疎甲171、同177）。
- (2) 本件再開発事業において、本件事業者が、高さ3メートル以上の高木の伐採を令和5年8月から開始することが明らかとなっている（疎甲176）。

なお、東京都は、本件事業者に対して、様々な要請をしているが（疎甲112乃至114）、令和5年4月6日付で、東京都整備局長から本件事業者に対して、「今後、事業を進めるためには、都民の理解や共感を得ることが極めて重要」であるとして、「早急に具体的かつ効果的な対応策」を示すこと求めていたところ（疎甲115）、本件事業者は、令和5年7月17日から同月19日まで住民説明会を実施することとし、その後に伐採を開始すると

発表されている（疎甲178）。この住民説明会はあくまでも「説明」をする場であり、本件事業者が本件再開発事業の計画を変更するつもりはなく、アリバイ的に行うものであると解される。

3 本件再開発事業が国際的にも注目されていること

本件再開発事業については、海外メディアが、批判的な見地から大きく報道しており、ニューヨークタイムズ、AP通信、ロイター、ブルームバーグ、ガーディアン紙、エナジーミックス、ラジオフランスが記事を掲載し（疎甲143乃至同147、同150、同151、同179、同180、同182、同183）、日本のメディアであるジャパン・タイムズ、共同通信、トーキョーウィークエンダーが英語で記事を配信しており（疎甲148、同149、同182）、国際的にも注目されている。

4 署名が20万を超えて国内的にも注目されていること

国内的にも関心が高く、抗告人ロッシェル カップが始めたネット署名「神宮外苑1000本の樹木を切らないで～再開発計画は見直しを！」と題する署名（change.org）での賛同署名が約20万人を超えており（疎甲142）、国内的にも高い関心を集めている。

5 結 語

以上から、抗告人らによる本件抗告が認められ、原決定を取り消して、執行停止が認められるべきである。

以上